

## 第1回京都府いじめ防止対策推進委員会開催の議事要旨

- 1 日 時 令和元年5月22日（水曜日） 午前10時から
- 2 場 所 京都産業大学 むすびわざ館3階302教室  
〒600-8533 京都市下京区中堂寺命婦町1-10
- 3 出席者
  - (1) 審議会
    - ア 出席委員 7名
    - イ 欠席委員 0名
    - ウ 事務局  
山口指導部長、栗山学校教育課長、吉村高校教育課長 他
  - (2) 傍聴人 0名
- 4 概 要  
事務局からの説明
  - (1) 前回委員会の概要について
  - (2) 平成31年度京都府いじめ調査について

### <主な意見>

※ ○は委員、●は事務局

### 事務局からの説明

#### (1) 前回委員会の概要について

- 前回の委員会では、「平成30年度京都府いじめ調査（2回目）の結果」、また、「平成31年度京都府のいじめ防止等事業・施策」について説明した。  
調査結果における「数値の割合の示し方について、市町村ごとの児童生徒数に対する認知や解消の割合を示すことができないのか」という意見があった。  
また、「府教育委員会として、いじめ調査の結果をどのように捉えているのか」という質問もいただいた。

今年度もいじめ調査を実施することとなり、次回9月の本委員会において、1回目の結果を報告することとしているが、報告の内容については検証したい。

京都府のいじめ防止等事業・施策についても意見をいただいた。今年度より、8市町の教育支援センターにSCやSSW、心の居場所サポーターを派遣する事業を開始した。不登校の支援事業ではあるが、前回説明をしたこの事業が動き始めている。

## (2) 平成31年度京都府いじめ調査について

- ① いじめ調査の実施要項、留意点、追跡調査及び、集計、アンケートについて説明。
- いじめ調査の留意点に保護者等から虐待の疑いがある場合について記述されているが、教師からの暴力や性虐待についてSOSを言える場面が必要であると考え。
- 虐待の疑いがあると判断した場合は記述のとおり、虐待防止法に基づき、いじめとは別の対応が必要である。また、児童生徒の訴えは個人ではなく組織として判断することとしており、正しく受け止められるよう努めているが、教職員の不適切な指導についても引き続き教職員に指導していきたいと考える。

- 「市町村や児童相談所、警察との情報共有」ではなく、児童相談所には「通告」ではないのか。警察には情報共有でも構わないが、表現を次年度以降、検討していただきたい。
- いじめ調査の実施要項及び調査における留意点については、次回以降、文言や表現を検討していきたい。
- 「本人の了解なしに本人以外の者に見せたり、渡したりすることがないように」という文言について、学校現場はどう考えているのか。法定代理するのは保護者であるが、虐待の加害者である保護者に伝えることにより、千葉県野田市での問題となった。虐待事案であるならば、子どもと保護者の争いであるから別人格とするべきだと考える。いじめ対応では保護者が開示を求められれば、見せる場合もある。「いじめ」と「虐待」について、校内での研修が必要であると考えます。
- いじめ防止対策推進法の基本的な考え方からは保護者に見せることが原則であるが、親の虐待となると状況は変わってくる。いじめ調査は虐待に絡んでくる問題が出てくる可能性があることについて、文言が適正であるか、リスクを含んでいることも踏まえ検討いただきたい。
- 被害児童生徒の「いじめ」を保護者に理解してもらうときには見せる場合がある。見せないのは原則であるが、記載の解釈にも幅がある。書き方について他の府県や文科省の事例を参考にしながら検討したい。

- 結果の公表について、結果の報告と公表と示されているが、学校内のいじめの組織体制とつながっているかの確認が必要である。また、校内のいじめ対策組織で情報や分析の共有を行う必要があり、実施要項にも明示する必要がある。
- 実際の現場で、スクールカウンセラーなどを交えて、いじめ調査の結果を検証したりしているのか。
- 教職員以外の外部の例示として、学校評議員とスクールカウンセラーとしか示していない。それ以外はだめなのか。また、学校評議員という表現もどうなのかと思う。学校運営協議会委員ではないのか。
- 学校評議員の場合もあるし、学校運営協議会委員の場合もある。また、その他の地域人材の場合も考えられるため、例示としては「等」を追記したいと考える。
- スクールカウンセラーは学校教育法施行規則の改正により内部の者となっている。スクールソーシャルワーカーも同様であり、外部性を有しないものと解釈されているため、表現を改めるべきではないか。
- 平成 29 年度からチーム学校として、スクールカウンセラー等は学校の職員として位置づけられていることから、文言も少し古くなっている。次回以降修正を検討する。
- 留意点の教職員以外の守秘義務を有した外部者とあるが、学校評議員も守

秘義務があるのか。

- 学校から委嘱されたときに守秘義務の書類を交わしていることが通例である。
- 教員以外の者の検証については、学校だけでの判断の信頼性が揺らぎ、外部者に実際のアンケートを見ていただいたり、学校としての認知の判断を検証していただくなど、多くの学校で外部者の検証に取り組んでいる。
- 学校ごとにいじめへの対応には、温度差があるように感じる。府教委がガイドラインや手引きを示してはどうか。
- 学校の実情に応じて対応されている。京都府の場合は認知件数も多く、その対応も多様であり、マニュアル化は難しいと考える。マニュアルを示すことによって、かえって対応が定型化・一律化してしまうと、工夫や子どもに寄り添った柔軟な対応ができなくなることも考えられる。指摘の部分は理解できるのでしっかり指導していきたい。
- 低学年には質問内容を読み上げて分かりやすく説明しているのか。アンケートに書かれていることと、実際の認知の状況はどうか。
- 認知の方法については、担任だけが認知をすることはない、アンケートの記載状況や聞き取り状況を集約し、組織として検討し認知を行っている。個別の面談についても、休み時間や昼休みを活用し、3～4週間かけて聞き取りを丁寧に行っている事例もある。また、低学年への配慮については、紙の

アンケートではなく、子どもたちに、顔を伏せさせて手を上げさせるなどをすることもある。加えて面談で、「手を挙げた、挙げなかった」ことを踏まえて、詳しく聞き取りをするなど対応している。

- 府のいじめ調査について、市町（組合）教育委員会の伝え方や取組み、姿勢にも温度差があると思う。自分たちの問題として市町（組合）教育委員会が取り組まなければならない。難しいとは思いますが、府教委としてそのあたりの状況を把握しているのか。
- 教育委員会によっては、いじめ調査の状況について、どのように聞き取りをしたのか、誰に報告したのかまで記した個票のようなものを作成している。その都度、情報を更新しており、その児童が義務教育が終了するまで追いかける仕組みをとっているところもある。このような各市町（組合）教育委員会の仕組みを広く伝えて、共有していきたい。
- 法律で決まっていることをしっかり行っていくことが大切である。その学校の基本方針に沿って、いじめをどのように扱っていくのかなど、外部から見れば、その学校が学校のいじめ基本方針を公表するとともに、学校内にいじめに特化した学校内の組織が設置されているかが問われる。

学校特有のスタンダード性があるのであれば、法改正に伴って、いじめ対策の指導教員を置くことなどが検討されているが、チーム対応している中の一人が発言力と知識を持っていれば、学校を回せるはずである。市町（組合）

教育委員会でそういった人材を育てるよう研修会等を開催することも重要である。マニュアルが効果的かどうかは疑問であり、既存のものをしっかりやっけていくことも大切である。

- 子どもの命を守る視点で学校現場はいじめを捉えなければならない。生徒間のいじめ事案に対し、隠蔽とか、見て見ぬふりをするのがないようにすることが重要である。いじめをなくすためには生徒指導が大切である。一人で抱えすぎないこと、叱るべきは叱る、いじめを許さないことを徹底させていただきたい。生徒指導を組織的に取り組むことが大切である。新たにマニュアルを作るよりは学校体制で生徒指導を充実させるべきである。
- 次年度に向けて、実施要項の文言の修正が必要ではないかと思う。いじめ調査は認知するための一つのツールである。調査における認知するためのルールが必要である。それと同時に、調査によって教員のいじめの感度を維持する役割を持っている。いじめに関して組織的対応が重要であり、実施要項にもそういった内容を含む必要があるのではないか。また、結果の検証について、組織的に外部を含め検証する仕組みを示すことや結果を受けた組織の見直し等も、入れていくというニュアンスを入れてもいいのかと思う。文言の不十分な点と合わせて見直していただきたい。より良い実施要項で現場が機能するようにしていただきたい。

## ② いじめ防止対策推進法の改正問題について説明

いじめ防止対策推進法は附則により3年を目途として、施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときには、その結果に基づいて、必要な措置が講ぜられるものとなっている。本法は議員立法であり、現在、検討されているが、まだまだ不確定である。今後、動向を注視していきたい。改訂の内容によっては本委員会で検討が必要な動向も出てくるかもしれない。

## ③ 不登校児童生徒支援拠点整備事業についての背景、事業内容等を説明

本事業が動き始めた。いじめを起因とする不登校がいる可能性がある。この事業は8市町で実施しており、SCやSSW、心の居場所サポーターを支援センターに派遣し、センター職員、学校と連携を図り、通所している児童生徒への支援や通所できない児童生徒への支援を行っている。

○ 不登校児童生徒支援拠点整備事業の成果をどのように検証していくのか。

● 始まったばかりではあるが、配置されている教育支援センターを訪問し計画の確認や活動を把握したいと考えている。教育支援センターの通所児童生徒が増えることがいいというのではなく、教育支援センターの機能の発揮の仕方などを検証していきたい。来年度の施策を考えるうえでも、その成果を把握する必要がある。今回、教育支援センターに配置したが、今後、どこに配置すれば効果があるかも含めて検証していかなければならないと考えてい

る。

- 教育支援センターは従来、適応指導教室と言われていた。適応指導教室はその場所に通所することに意味がある。教育支援センターはそのことに加え教育現場に対して支援する仕組みがある。教育支援センターは通所ができないけれども、支援が必要な児童生徒も対象となっている。通所を希望しない不登校児童生徒、あるいはひきこもりになっている児童生徒への支援の中で、本委員会の立ち位置で言うと、人間関係を背景に不登校に陥った児童生徒は、ある意味「いやな思いをした」ことがあるのではないか、「いじめ」ではないかという視点を持つことが大切であると考えます。不登校について、「いじめ」が起因していないか検証することが大切である。教育支援センターでの聞き取りや面談、相談活動の中で、「いじめ」「いやな思い」という絡みがなかったのか等、支援センター通所の児童生徒への独自アンケートなども必要ではないかと思う。
- 教育支援センターの機能を拡充するという事は、通所を希望している児童生徒のみを対象にするのではなく、それぞれの地域の不登校児童生徒の実情に応じて対応する必要がある。場合によっては学校との連携や民間団体との連携が必要な場合もある。教育支援センターがネットワークの核となるような機能を目指していただきたい。